

# 第二次北海道犯罪被害者等支援基本計画

北 海 道

# 目次

<b>I 基本的な考え方</b> . . . . .	<b>1</b>
第1 計画の趣旨 . . . . .	1
第2 計画の性格 . . . . .	1
第3 計画期間 . . . . .	1
<b>II 犯罪被害者等の現状</b> . . . . .	<b>1</b>
第1 犯罪の状況 . . . . .	1
1 刑法犯の認知件数 . . . . .	1
2 犯罪発生の背景 . . . . .	2
第2 犯罪被害者等への支援の取組 . . . . .	2
1 犯罪のない安全で安心な地域づくりの取組 . . . . .	2
2 国及び道における支援の取組 . . . . .	2
3 犯罪被害者等の現状と支援の必要性 . . . . .	3
<b>III 重点課題</b> . . . . .	<b>3</b>
<b>IV 重点課題に係る施策</b> . . . . .	<b>4</b>
第1 損害回復・経済的支援等への取組 . . . . .	4
1 損害賠償の請求についての援助等 . . . . .	4
2 給付金の支給に係る制度の充実等 . . . . .	5
3 居住の安定 . . . . .	6
4 雇用の安定 . . . . .	7
第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組 . . . . .	7
1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供 . . . . .	7
2 安全の確保 . . . . .	11
3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等 . . . . .	14
第3 刑事手続への関与拡充への取組 . . . . .	15
1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等 . . . . .	15
第4 支援等のための体制充実への取組 . . . . .	17
1 相談及び情報の提供等 . . . . .	17
2 調査研究の推進等 . . . . .	22
3 民間の団体に対する援助 . . . . .	23
第5 道民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組 . . . . .	24
1 道民の理解の増進 . . . . .	24
<b>V 第二次北海道犯罪被害者等支援基本計画の施策体系図</b> . . . . .	<b>29</b>

# 第二次北海道犯罪被害者等支援基本計画

## I 基本的な考え方

### 第1 計画の趣旨

国では、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的に、平成16年12月「犯罪被害者等基本法」（以下「基本法」という。）を制定し、支援施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「犯罪被害者等基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しています。

基本法では、地方公共団体の責務として「犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と定められており、道では、国の基本計画を踏まえ、平成19年3月に第一次の計画を策定したところですが、今回、国の基本計画の見直し及び、社会情勢の変化などに対応するため、見直しを行うものです。

### 第2 計画の性格

- 1 この基本計画は、犯罪被害者等の権利利益の保護と、適切な支援を行うため、基本的な考え方、施策の方向性と総合的な体系を示すものです。
- 2 この基本計画は、犯罪被害者等基本法第5条の規定に基づく計画とします。
- 3 道の各機関は、相互に連携して、この計画の推進に当たります。

また、他の行政機関、市町村、事業者、民間団体、道民の皆さんには、この計画の推進について理解と協力を要請していきます。

### 第3 計画期間

この計画の期間は、平成23年度から5年間とし、5年後を目途に状況に応じ見直しを行います。

また、計画期間中であっても、必要に応じて、随時見直しを行います。

## II 犯罪被害者等の現状

### 第1 犯罪の状況

#### 1 刑法犯の認知件数

##### (1) 全国の状況

警察庁の「犯罪統計書」によると、刑法犯の認知件数（道路上の交通事故に係る自動車運転過失致死傷、重過失致死傷及び危険運転致死傷を含む。）は、戦後最多を記録した平成14年をピークとして、8年連続して減少に転じているものの、依然として高い水準のまま推移しています。

さらに、全国的に虐待によって幼い命が失われたり、心身に障害を負うという痛ましい事件が相次いで発生し、社会に大きな衝撃を与えています。

## (2) 北海道の状況

道内における刑法犯の認知件数（道路上の交通事故に係る自動車運転過失致死傷、重過失致死傷及び危険運転致死傷を含む。）は、平成14年で12万2,765件でしたが、官民挙げて路上強盗やひったくり等の街頭犯罪や振り込め詐欺、交通事故の抑止活動に取り組んだ結果、その後8年連続で減少し、特に一般刑法犯では平成22年は、ピークの平成14年と比べると約4万3,000件減少（△45%）し、数字上は確実に治安は改善してきています。

しかしながら、道が平成21年7月から8月にかけて道民1,722名から回答を得た「道民意識調査」結果によると、刑法犯の発生は減少しているものの、なお6割を超す道民が犯罪被害に遭う不安を感じているという結果が出ています。

このようなことから、道民の実感としての体感治安の面からみると、数字上の治安の改善が必ずしも反映されていない状況があります。

## 2 犯罪発生の背景

道民生活をとりまく生活環境は大きく変化をしています。

都市化やIT化、さらには、少子高齢化の進展などにより、地域における連帯感、人と人との交流、近所付き合いの機会などが減り、住民もお互いに必要以上に干渉し合うことを避ける傾向が強くなり、児童虐待や高齢者の所在不明などの問題が生じています。

また、長引く不況の影響などで、世代間や雇用形態の格差など、新たな課題が顕在化し、社会情勢が不安定になってきています。

こうした地域コミュニティの希薄化や、社会不安の拡大に伴う道民の規範意識の低下などが、犯罪発生の背景の一つとなっていると考えられます。

## 第2 犯罪被害者等への支援の取組

### 1 犯罪のない安全で安心な地域づくりの取組

道では、犯罪のない安全で安心な地域づくりが、道民等が安心して暮らし、活動することができる地域社会を実現していく上で重要であることにかんがみ、安全で安心な地域づくりに関し、基本理念を定め、道、道民及び事業者の責務を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、安全で安心な地域づくりに関する施策を総合的に推進するため、平成17年に「北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例」を制定しました。

安全で安心して暮らせる社会を実現することは道民すべての願いであり、犯罪の未然防止を図ることはもとより、犯罪被害者等が犯罪等により受けた損害を回復・軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援していくことは大変重要なことです。

### 2 国及び道における支援の取組

「犯罪被害者等基本法」の前文では、『犯罪等の被害について第一義的責任を負う

のは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。』と述べられています。

国においては、これまで、犯罪被害者等給付制度の改正などの経済的支援制度の充実や、犯罪被害者等の刑事手続参加に関する制度の拡充、国民向けの法的支援を行う日本司法支援センターの設立などが図られてきたところです。

道においても、第一次基本計画の策定後、犯罪被害者等に係る総合相談窓口の設置や、国と連携した「国民のつどい」などの普及啓発事業の実施、スクールカウンセラーの活用などによる学校における相談体制の充実など、様々な施策を実施してきました。

### 3 犯罪被害者等の現状と支援の必要性

しかしながら、様々な犯罪等が後を絶たず、思いがけずそれらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、その権利が尊重されてきたとは言いがたいばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされ、さらには、副次的な被害に苦しめられることが未だに少なくない状況にあります。

犯罪被害者等は、大きな痛手を受けながら、偏見と好奇の目にさらされ、正当な援助を受けることもなく、精神的・経済的な苦痛を強いられてきましたが、犯罪被害者等が受ける被害の実情についての理解は十分ではなく、現在も支援についての社会的関心が高いとはいえない状況にあります。

特に、近年、性犯罪における高い再犯率や、児童虐待件数の増加など、弱者である女性や子どもを対象にした犯罪等による被害の問題が深刻化しています。

誰もが犯罪被害者になる可能性がある今日、道民の犯罪防止や犯罪被害者等のための様々な取組や支援活動を推進することが、犯罪被害者等の権利利益の保護・回復に資するものと考えております。

## Ⅲ 重点課題

基本法において示された犯罪被害者等の支援等のための施策に関する地方公共団体の責務を踏まえ、次のとおり5つの重点課題を設定します。

第1 損害回復・経済的支援等への取組

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

第3 刑事手続への関与拡充への取組

#### 第4 支援等のための体制充実への取組

#### 第5 道民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

### Ⅳ 重点課題に係る施策

#### 第1 損害回復・経済的支援等への取組

##### 1 損害賠償の請求についての援助等（基本法第12条関係）

###### 【現状と課題】

多くの犯罪被害者等にとって、損害賠償の請求によって加害者と対峙<sup>たいじ</sup>することは、犯罪等によって傷つき疲弊している精神に更なる負担を受けることとなります。

また、訴訟になった場合には、高い費用と多くの労力や時間を要すること、訴訟に関する知識が不足していること、独力では証拠が十分に得られないこと、加害者に住所等を知られることへの恐れなど、多くの困難に直面します。

法テラスや損害賠償命令制度など、支援の整備は進んでいるものの、困難を乗り越えて訴訟で勝訴判決を受けたとしても、加害者に賠償能力が欠如していたり、財産を隠されるなどして強制執行に困難を来す場合もあり、損害回復の目的を果たせないことが少なくありません。

損害賠償の請求は、犯罪被害者等にとって金銭的な回復を図るためのものですが、加えて、当該犯罪等に係る事件の全容を把握し、犯罪被害者等の名誉を回復するとともに、加害者に謝罪や反省を求める機会としても重要な意味を有しており、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求等が適切かつ円滑に実施されるためには、損害賠償請求制度や各種経済的支援制度の周知を図るなど、関係機関と連携して、被害回復を支援する必要があります。

###### 【具体的取組】

###### (1) 日本司法支援センターとの連携と道民への周知

《再掲：第3-1-(1)、第4-1-(26)、第4-2-(4)》

日本司法支援センターとの連携を図り、民事法律扶助制度の活用による弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減や被害者支援団体、相談機関に関する情報の周知に努めます。

###### (2) 犯罪被害者等の保護・支援のための制度の周知《再掲：第4-1-(22)》

損害賠償請求制度の概要、犯罪被害者等の保護・支援のための制度について、パンフレット等への記載内容の充実を図るとともに、犯罪被害者等への周知に努めます。

### (3) 自賠責保険支払いの適正化等の周知

ア 道では、交通事故相談所を設置しており、交通事故被害者の救済等に関する相談や自賠責保険等に係る相談について、引き続き適切な対応に努めます。

イ 自賠責保険等の調停を行う財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構、無料の法律相談等を行う財団法人日弁連交通事故相談センター及びひき逃げや無保険車等の事故による被害者を救済する政府保障事業について、広報活動等を通じて周知に努めます。

### (4) 暴力団犯罪による被害の回復の支援

警察において、暴力団犯罪の被害者への支援制度について広く道民に周知を図るとともに、北海道暴力追放センターや弁護士会の民事介入暴力対策委員会と連携して、引き続き暴力団犯罪による被害回復の支援に努めます。

## 2 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）

### 【現状と課題】

多大な損害を被った犯罪被害者等が、自ら加害者に損害賠償の請求を行っても、十分な回復を期待できないことが多いといわれています。

また、犯罪被害者等は、犯罪等に遭ったその時点で受ける損害だけではなく、働き手を失ったことによる収入の途絶や長期の療養のための費用負担などによる経済的困窮に苦しむことも少なくありません。

こうした過酷な経済的負担・困窮は、犯罪被害者等の精神的・身体的被害の回復にも悪影響を与え、回復を困難にするばかりかさらに悪化させることにもつながります。

国の主な経済的支援制度としては、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律、自動車損害賠償保障法及び犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律に定められたものがあり、地方公共団体においても、国と類似の趣旨の保障制度を設けているものもありますが、現状では不十分との指摘があり、国においては、現行の経済的支援制度の改善等についての検討を進めています。

しかし、こうした制度自体も周知が行き届いていないという指摘もあり、道民に対して広く制度の周知を図る必要があります。

### 【具体的取組】

#### (1) 犯罪被害給付制度の周知、適正な運用

広く道民に対し犯罪被害給付制度の周知を図るとともに、犯罪被害給付制度の迅速かつ適正な運用に努めます。

#### (2) 性犯罪被害者の医療費の負担軽減

性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費について、引き続き被害者の経済的負担の軽減が図られるよう努めるとともに、性犯罪被害に伴う精神疾患についても犯罪被害給付制度の対象となることの周知も含めて各種支援施策の効果的な広報に努めます。

(3) 司法解剖後の遺体搬送費等に対する措置

司法解剖後における遺体修復及び遺体搬送に係る経費について、引き続き遺族の方々の経済的負担の軽減が図られるよう努めます。

**3 居住の安定（基本法第16条関係）**

**【現状と課題】**

犯罪被害者等の中には、自宅が事件現場となったことによって物理的に居住困難な状況になったり、耐え難い精神的な苦痛を受けることで居住ができなくなるなど、犯罪等による被害に起因する様々な要因により引っ越しを余儀なくされることが少なくありません。

また、配偶者等からの暴力（DV）のように、保護の観点から自宅以外に居住場所を求めることもあります。

しかし、安定した新たな居住先の確保については、犯罪等による被害によってもたらされた経済的困窮などとあいまって、困難であるとの指摘があります。

このようなことから、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定については、地域間における格差にも配慮しながら、さらに充実を図っていく必要があります。

**【具体的取組】**

(1) 道営住宅への優先入居等

犯罪被害者等に対する道営住宅の優遇措置（一般申込者よりも当選率の引き上げ）を実施するとともに、募集パンフレットやホームページ等による入居に関する情報提供に努めます。

また、犯罪被害者等に対する市町村の公営住宅における優先入居等の取組の推進が図られるよう努めます。

(2) 被害直後及び中期的な居住場所の確保《ア、イ、ウ再掲：第2-2-(3)》

ア 児童相談所（8カ所（札幌市除く））の全てに一時保護所を設置しており、一時保護所の設備や運営については、児童福祉施設最低基準に定める児童養護施設の基準を準用していますが、個別処遇が必要な児童に関しては、処遇環境の配慮に努めます。

イ 一時保護委託の実施においては、児童福祉施設等を利用するなど適切な運用に努めます。

ウ 配偶者等からの暴力（DV）被害者について、一時保護から地域における自立した生活へとつながるよう、婦人保護施設及び民間シェルター・母子生活支援施設において、入所者に対する日常生活支援の充実に努めるとともに、関係機関等と連携を図り、公営住宅をはじめとした住宅の確保に関する情報提供を行うなど、居住の安定が図られるよう努めます。

工 自宅が犯罪現場となって破壊されるなど、居住が困難で、自ら居住場所が確保できない場合などに利用できる緊急避難場所の確保に関し、引き続き被害者等の経済的負担の軽減が図られるよう努めます。

(3) 犯罪被害者等の生活支援策についての情報提供等の実施

犯罪被害者等における被害直後からの生活支援策に関し、必要に応じて関係機関等と連携しながら、情報提供等を行います。

#### 4 雇用の安定（基本法第17条関係）

##### 【現状と課題】

犯罪被害者等は、精神的・身体的被害によりやむを得ず従前に比べ仕事の能率が低下したり、対人関係に支障を生じたり、治療のための通院、裁判への出廷等のために欠勤したりすることとなる例があり、雇用主や職場の無理解により、仕事をやめざるを得なくなる場合が少なくないとの指摘があります。

平成20年秋以降の全国的な景気後退の影響を受け、急激に悪化した本道の雇用情勢は、平成22年に入り一部持ち直しの動きが見られるものの、依然として厳しい状況が続いています。犯罪被害者等にとっても、厳しい雇用環境におかれておりますが、犯罪被害者等が仕事を維持・確保することは、経済的負担の軽減につながるばかりでなく、精神面における被害の軽減・回復にも重要な意味を有するものです。

このようなことから、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、犯罪被害者等が置かれている状況等について事業主への理解を高めていく必要があります。

##### 【具体的取組】

(1) 求職者の就職支援及び事業主等の理解の増進

求職者の就職支援に向けて、雇用に関する各種相談や離転職者等に対する職業訓練を行うなど、公共職業安定所等との連携に努めます。

また、犯罪被害者等がおかれている状況などについて周知を図り、事業主の理解の増進に努めます。

(2) 個別的労使紛争解決システム等の活用

道民を対象に個別的労使紛争解決システム（あっせん制度）及び中小企業労働相談（労働相談）について、周知を図るとともに、その適正な運用に努めます。

## 第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

#### 1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係）

##### 【現状と課題】

生命に被害を受けた事件の遺族はもとより、身体に被害を受けた多くの犯罪被害者が同

時に精神的被害を受けていると考えられます。

また、身体に被害（物理的外傷）はなくても犯罪等によって直接的に精神的被害を受けた犯罪被害者等も多数に上ると考えられ、重度のPTSD（外傷後ストレス障害）などの犯罪等による被害に対する持続的な精神的後遺症に罹患している人も少なくないと考えられます。

性犯罪のように顕著な精神的被害を与えると考えられる犯罪については、被害申告がなされず、件数に現れない犯罪被害者等も少なくないと考えられ、こうした精神的・身体的被害に対する保健医療サービス及び福祉サービスについて不十分であるとの指摘があります。

全国では、平成22年度に、民間病院において相談と治療とを一カ所で対応するワンストップセンターが発足し、警察庁においても、性犯罪被害者対応拠点のモデル事業を実施しています。

このように、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、精神的・身体的被害に対する保健・医療・福祉サービスの充実を図る必要があります。

### 【具体的取組】

#### (1) PTSD対策に係る専門家の養成と関係職員への啓発

精神保健福祉センター等の職員を厚生労働省主催研修に派遣し、PTSD対策に係る専門家の養成に努めます。また、精神保健福祉センターが実施する研修にPTSD対策の内容を盛り込むなど、保健・医療・福祉の職員等に対する啓発と研修による支援技術育成に努めます。

#### (2) 救急医療体制の整備・充実

地域の実情に即した初期から三次に至る救急医療体制の整備を図るとともに、メディカルコントロールに基づく病院前救護体制の充実に努めます。

#### (3) 交通事故による重度後遺障がい者に対する医療の充実等の周知

独立行政法人自動車事故対策機構が行う、自動車事故による被害者の援護のための介護料の支給や医療施設の設置・運営による重度障がい者への援護事業について、周知に努めます。

#### (4) 高次脳機能障がい者への支援の充実

地域において高次脳機能障がい者の支援が円滑に実施されるよう、医療機関における診断やリハビリテーションの取組を推進し、高次脳機能障がい者や家族に対する相談支援、支援ネットワークの構築を進めます。また、広く道民に対し、正しい理解を深めるための普及啓発や、保健所や市町村、相談機関等の相談対応者の支援技術の向上に努めます。

(5) 思春期精神保健の専門家の養成

精神保健福祉センター等の職員を厚生労働省主催研修等に派遣し、思春期精神保健の専門家の養成に努めます。また、精神保健福祉センターが実施する研修に被害者等の心理と治療・対応についての内容を盛り込む等、保健・医療・福祉関係職員への啓発と研修による支援技術育成に努めます。

(6) 警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実

性犯罪被害者の精神的被害回復に資するため、警察部内のカウンセリング専門職員の活用や警察部外カウンセラーに対する業務委託制度、精神科医へのカウンセリング委嘱制度の効果的な運用に努めます。

(7) 医療機関における性犯罪被害者への対応体制の整備《再掲：第4-1-(2)》

性犯罪被害に関し、医療関係者を対象とした啓発等を実施し、医療機関における性犯罪被害者への対応体制の整備を図ります。

(8) 性犯罪被害者のための支援方策の検討《再掲：第4-1-(4)》

性犯罪被害者に対し、早い段階からきめ細かな支援を行うことができるよう、民間及び国における取組状況や課題等について把握・検証し、効果的な支援のあり方について検討を行います。

(9) 児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等

ア 児童相談所において、連絡体制の強化等により迅速に対応できる体制の確保に努めるとともに、一時保護（虐待通告）協力員を土日、祝祭日に配置することにより相談対応の充実に努めます。

イ 地域の子どもや家庭からの相談に365日、24時間相談に応じるとともに、市町村や児童相談所など、関係機関との連絡調整を行う児童家庭支援センターにおいて、地域の相談支援の充実に努めます。

ウ 市町村の児童相談担当職員に対する研修の支援など、市町村への支援に努めます。

エ 医療機関との連携等については、嘱託医の活用等により医療機関との協力・連携を確保するとともに、医療的機能強化事業を実施し、地域の医療機関の協力を得て、被虐待児等に対する専門的技術的助言などの必要性が判断できるよう努めます。

(10) 児童虐待防止のために行う児童の死亡事例等の検証の実施

児童虐待防止のため、児童虐待の防止に関する法律に基づき、北海道社会福祉審議会児童福祉専門分科会検証・処遇部会において、児童虐待の死亡事例等の重大事例の検証を行います。

(11) 少年被害者の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実

ア 児童福祉法第25条の2に基づく要保護児童対策地域協議会の設置については、要保護児童の適切な保護を図るため全市町村での設置を目標としていますが、未設置市町村に対して設置について働きかけるとともに、市町村への相談対応等の総合的な支援に努めます。

イ 少年被害者の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実については、「いじめ・不登校等対策本部」や「生徒指導研究協議会」等において連携を推進しており、引き続き適切な対応に努めます。

(12) 少年被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等

《ア再掲：第4-1-(3)、

エ再掲：第4-1-(18)、第4-2-(5)、第5-1-(15)ア》

ア 「スクールカウンセラー活用事業」などの活用を通し、スクールカウンセラーを校務分掌に位置付け、教職員と一体となった教育相談体制の構築や、専門的な視点から相談に対応できる体制の整備を図るとともに、関係機関との連携を促進するなど、計画的、組織的、継続的な学校におけるカウンセリング体制の充実に努めます。

また、スクールカウンセラーが児童生徒の不安や悩みを受け止めることにより、いじめ、不登校の未然防止に役立てたり、必要に応じて速やかに学級担任へ情報提供を行ったりするなどして、児童生徒の個々の状況に応じた適切な支援に努めます。

イ 「生徒指導研究協議会」等の教職員対象の研修事業や、生徒指導に係る校内研修、PTA主催の研修会において、専門的な知識を有するスクールカウンセラーなどを講師として演習や事例研究などを行うことにより、教職員や保護者のカウンセリングに対する力量を高めるとともに、スクールソーシャルワーカーを活用して、他機関等との連携した取組の充実に努めます。

ウ 生徒指導に係る事業の内容や、学校における教育相談業務などについて、学校便りや学校のホームページなどを通して家庭や地域の理解を深め、学校、家庭、地域社会が一体となった児童生徒一人一人に目を向けたきめ細かなカウンセリング体制の充実に努めます。

エ 「生徒指導研究協議会」、「教育相談員セミナー」等生徒指導に関わる研修における教育相談の研修に、犯罪被害者等である児童生徒に対するカウンセリングを取り入れるなど、内容の改善・充実に努めます。

(13) 被害少年が受ける精神的打撃軽減のための継続的支援の推進

警察が実施している被害少年カウンセリングについて、広く道民に周知するとともに、引き続き被害少年が受ける精神的打撃の軽減を図るため、保護者の同意を得た上で、カウンセリングの実施、関係者への助言、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体への紹介等の継続的な支援の推進に努めます。

#### (14) 里親制度の充実

ア 児童相談所において、里親の養育援助を希望する者を登録・研修し、養育援助者を里親からの援助の求めに応じて派遣し、生活支援や相談支援を実施するとともに、里親への養育負担を軽減するため、子どもの養育についての話し合いの場を設けるなど里親の養育技術等の向上に努めます。

イ 里親支援機関事業等による里親制度の普及啓発や里親の資質向上のための研修、相談・援助など里親支援の充実に努めます。

#### (15) 少年被害者の相談等に係る施設等の周知

厚生労働省から提供される情報について、警察と連携し周知に努めます。

#### (16) 犯罪被害者等に対する医療機関に関する情報の周知

道のホームページにおいて、医療機関の連絡先や医療機能などの情報である「北海道医療機能情報システム」を掲載し、周知を図ります。

#### (17) 犯罪被害者等の受診情報等の適正な取扱い

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインについて」（平成17年1月17日付け医薬第1575号）等に基づき、立入検査等を通じ、医療機関や保険者に対し適切に対応します。

## 2 安全の確保（基本法第15条関係）

### 【現状と課題】

犯罪被害者等は、暴力団によるいわゆる「お礼参り」や、児童虐待、高齢者虐待、ストーカー行為、配偶者等による暴力（DV）の反復などに限らず、暴力的（攻撃的）な性格の犯罪等の被害を受けた多くの方が、再び危害を加えられることに対し深刻な不安を抱いています。

このようなことから、再被害を防止するほか、再被害に対する不安を解消するための取組を実施する必要があります。

### 【具体的取組】

#### (1) 加害者に関する情報の提供

ア 再被害防止のため、警察への当該情報の連絡について、刑事施設等と一層円滑な連携に努めます。

イ 警察において、子どもを対象とする暴力的性犯罪の出所者による再犯防止を図るため、出所情報に基づき出所後の居住状況等の定期的な確認を含めた対策を引き続き行います。

(2) 犯罪被害者等に関する情報の保護《再掲：第5-1-(16)》

警察による被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう引き続き配慮します。

(3) 一時保護所の環境の充実等《再掲：第1-3-(2)》

ア 児童相談所（8カ所（札幌市除く））の全てに一時保護所を設置しており、一時保護所の設備や運営については、児童福祉施設最低基準に定める児童養護施設の基準を準用していますが、個別処遇が必要な児童に関しては、処遇環境の配慮に努めます。

イ 一時保護委託の実施においては、児童福祉施設等を利用するなど適切な運用に努めます。

ウ 配偶者等からの暴力（DV）被害者について、一時保護から地域における自立した生活へとつながるよう、婦人保護施設及び民間シェルター・母子生活支援施設において、入所者に対する日常生活支援の充実に努めるとともに、関係機関等と連携を図り、公営住宅をはじめとした住宅の確保に関する情報提供を行うなど、居住の安定が図られるよう努めます。

(4) 警察における再被害防止措置の推進

警察において、同一の加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を「再被害防止対象者」に指定するとともに、加害者を収容している刑事施設等と密接に連携を図り、防犯指導、警戒等の再被害防止の措置の推進に努めます。

(5) 警察における保護対策の推進

警察において、暴力団犯罪により危害を被るおそれのある者や関連施設等を予測し、広範囲に保護対象者を指定するとともに、必要な設備資機材を関連施設に配備するなど、引き続き危害行為の未然防止措置の推進に努めます。

(6) 再被害防止に向けた関係機関の連携の充実

ア 配偶者等からの暴力（DV）、人身取引及び児童虐待の被害者等の保護等に関し、連絡会議の開催などにより相互に情報交換を行うなどして、関係機関・団体との一層の連携に努めます。

イ 学校等関係機関の通報連絡体制や児童虐待防止ネットワークを活用するとともに、必要に応じて児童相談所、保健所及び教育委員会等関係機関により構成される少年サポートチームを編成し、加害少年やその保護者に対する指導等の充実に努めるほか、要保護児童対策地域協議会に参画するなどして、引き続き再被害の防止に努めます。

(7) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等

ア 警察学校における各種教養、警察署に対する巡回教養及び児童虐待防止マニュアル等の各種教養資料の作成・配布により、職員の児童虐待に関する知識、技能の向上に引き続き努めます。

イ 学校教育相談体制の整備・充実を図り、虐待を受けている子どもの早期発見・早期対応に努めるとともに、学校教育指導等を通じた事例を収集し、学校等における児童虐待防止に向けた取組の推進に努めます。

ウ 「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」に基づいた取組の推進に努めます。

エ 各児童相談所で取り扱った処遇困難事例のノウハウを各児童相談所が共有し、より一層虐待への適切な対応が図られるよう、事例をフィードバックしていきます。

(8) 児童虐待・配偶者等からの暴力（DV）の早期発見のための医療施設における取組の促進

ア 各児童相談所に設置する要保護児童対策連絡協議会に、医師会の参加を求め、児童虐待の早期発見等に努めます。

イ 配偶者等からの暴力（DV）の早期発見・早期対応のため、医療関係者用に作成した対応マニュアルの活用を努めます。

(9) 高齢者虐待の防止や対応についての支援

ア 高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、市町村や地域包括支援センター等の関係機関の職員の研修等を引き続き実施します。

イ 高齢者虐待の防止及び対応等について、高齢者虐待対応支援マニュアルを作成し、市町村や地域包括支援センター等の関係機関への支援に努めるほか、地域住民に対し、高齢者虐待の防止・高齢者の尊厳の保持や権利擁護等についての啓発活動等を引き続き行います。

(10) 再被害の防止に資する教育の実施等《再掲：第4-1-(16)》

北海道教育委員会関係各課及び北海道警察等により構成する「北海道いじめ・不登校等対策本部会議」及び「管内いじめ・不登校等対策本部会議」の充実により、関係機関相互の連携の一層の充実を図るとともに、サポートチームの組織化を図ります。さらに、各種の教育相談電話の活用促進に努めます。

### 3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係）

#### 【現状と課題】

犯罪被害者等は、犯罪等による被害を受けた後の保護、捜査、公判等の過程や、治療及び回復の過程でかかわる関係機関などから配慮に欠けた対応をされることによって、二次的被害を受けることがあります。

近年、保護、捜査、公判等の過程における犯罪被害者等への対応は改善されてきており、また殺人罪などの公訴時効の廃止など、犯罪被害者等の権利利益の保護・回復のための制度改正などがなされているものの、依然として十分とは言えない状況にあります。

このようなことから、犯罪被害者等の保護、捜査、公判等の過程において、犯罪被害者等の名誉、生活の平穏、あるいは人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるための取組を強化する必要があります。

#### 【具体的取組】

(1) 職員等に対する研修の充実等《イ再掲：第4-2-(3)、ウ再掲：第3-1-(5)》

ア 警察学校における、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる教養、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教養・研修、被害者・遺族等を招請して行う講演会、被害者支援室担当者による各警察署に対する巡回教養、被害者支援の体験記の配布、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等との連携要領についての教養、性犯罪被害者への支援要領についての教養等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教養・研修等を反復、継続して行います。

イ 犯罪被害者等支援に携わる職員が、犯罪被害者等が置かれた状況を深く理解するとともに、適切な対応を確実に行うことができるよう、効果的な職員研修の実施に努めます。

ウ 交通事件の被害者及び被害者遺族の立場等への理解を深めるための機会を設けるなど、関係職員による適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実に努めます。

エ 精神保健福祉センター等の職員を厚生労働省主催研修等に派遣し、思春期精神保健の専門家の養成に努めます。また、精神保健福祉センターが実施する研修に被害者等の心理と治療・対応についての内容を盛り込む等、保健・医療・福祉関係職員への啓発と研修による支援技術育成に努めます。

オ 民生委員に対し、犯罪被害者等の適切な対応を確実にするため、守秘義務遵守について指導します。

力 配偶者等からの暴力（DV）被害者に適切に対応するため、女性相談援助センターの婦人相談員等を厚生労働省が実施する全国婦人相談員・心理判定員研究協議会などに派遣するほか、全道の婦人相談員等を対象として、婦人保護事業に関する研修の実施に努めます。

(2) 女性警察官等の配置

警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置及び実務能力の向上、事情聴取における相談室や被害者支援用車両の活用、産婦人科医会や犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等とのネットワークの構築による連携強化等に努め、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を推進します。

(3) 警察における犯罪被害者等のための施設の改善

被害者等が安心して事情聴取に応じられるよう相談室の環境づくりに配慮するとともにその活用に努めるほか、被害者等のプライバシーの保護等に配慮した被害者支援用車両の一層の活用に努めます。

### 第3 刑事手続への関与拡充への取組

#### 1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第18条関係）

##### 【現状と課題】

近年まで、捜査や刑事裁判等は加害者及び弁護士と、警察、検察、裁判所が主体となっ  
て行われ、事件の当事者である犯罪被害者等には十分な情報も与えられず、証拠として扱  
われるに過ぎないとの指摘がなされてきました。

ようやく、刑事手続の証人尋問における遮へい措置やビデオリンク方式の導入、公判傍  
聴における犯罪被害者等への配慮、刑事裁判への被害者参加制度など、犯罪被害者等の刑  
事手続参加に関する制度が拡充されてきたところです。

また、少年保護事件の手続に関しても、平成20年の少年法の改正により、一定の重大  
事件の犯罪被害者等による少年事件の傍聴を可能とする制度が導入されています。

さらに、平成21年5月から制度化された裁判員制度によって、一般市民が裁判へ関与  
する機会が増大したことに伴い、犯罪被害者等が置かれた立場などへの理解が進んでき  
ています。

事件の当事者である犯罪被害者等が刑事手続等に適切に関与することができるよう、警  
察や検察庁、海上保安庁による各種情報の通知制度が実施されていますが、それ以外にも、  
犯罪被害者等への情報提供の充実を図る必要があります。

## 【具体的取組】

### (1) 日本司法支援センターとの連携と道民への周知

《再掲：第1-1-(1)、第4-1-(26)、第4-2-(4)》

日本司法支援センターとの連携を図り、民事法律扶助制度の活用による弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減や被害者支援団体、相談機関に関する情報の周知に努めます。

### (2) 刑事の手続等に関する情報提供の充実

《ア再掲：第4-1-(23)ア、ウ再掲：第4-1-(21)イ、  
エ再掲：第4-1-(23)イ》

ア 刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための支援制度等に関する情報について、パンフレット等を活用し、犯罪被害者等への早期提供に努めます。

イ 検視、司法解剖の必要性及び遺体修復、搬送などの検視業務について、パンフレット等を作成・活用し、遺族に対する適切な説明及び配慮に努めます。

ウ 外国人犯罪被害者等に配布している外国語版の「被害者の手引」等について、今後とも適切に作成・配布するように努めます。

エ 法務省と連携を図り、総合的な対応窓口で犯罪被害者等支援のための外国語によるパンフレットを常備するほか、道のホームページから法務省等関係省庁へリンクを貼り、情報提供に努めます。

### (3) 捜査に関する適切な情報提供

警察において、捜査への支障等を勘案しつつ、被害者連絡制度等を周知徹底・活用し、犯罪被害者等に対し、適時適切に、捜査状況等の情報提供に引き続き努めます。

### (4) 交通事故捜査の体制強化等

交通事故の被害者等の心情に配慮しつつ、ち密かつ科学的な捜査をより一層推進するため、技能指導官等による交通事故捜査員に対する各種捜査研修等の充実に努めます。

### (5) 職員等に対する研修の充実等《再掲：第2-3-(1)ウ》

交通事件の被害者及び被害者遺族の立場等への理解を深めるための機会を設けるなど、関係職員による適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実に努めます。

### (6) 判決確定後の加害者情報の警察に対する提供の充実

再犯防止のために必要な加害者情報が、刑事施設等から提供されるよう、当該施設等との一層円滑な連携に努めます。

## 第4 支援等のための体制充実への取組

### 1 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）

#### 【現状と課題】

多くの犯罪被害者等は、被害直後から、保護、診療、告訴、捜査、公判、各種制度の申請などの様々な場面に遭遇しますが、直面している状況を十分に理解できず、行うべき判断やとるべき行動の指針も見つけられず、困惑するとの指摘があります。

また、性犯罪や家庭の中の暴力に係る犯罪被害者等の中には、被害そのものを明らかにすることができないため、相談や支援を要請する方法も分からないまま、困難な状況に陥っている者も存在するとの指摘もあります。

平成20年に内閣府が実施した「犯罪被害者等に関する国民意識調査」によると、犯罪被害者と家族に必要な支援・配慮について、被害直後は「事件についての相談相手」「警察との対応の手助け、付き添い」「そっとしておいてもらうこと」の順に必要とする者の割合が高く、半年程度経過後には、「そっとしておいてもらうこと」「日常的な話し相手」のほか、「事件についての相談相手」「精神的自立への励まし・支援」などの割合が高く、特に被害直後においては、相談相手が必要とされることが示されているとともに、警察等との対応に不安を有していることが示されています。

また、特に被害直後は、犯罪被害者等は精神的なショックが大きく、被害に遭ったことに伴い生じる手続等の情報を必要としていながら、入手することが困難な場合があることから、刑事手続に関する情報をはじめ、犯罪被害給付制度、援助を受けることができる組織・団体等の紹介、被害回復の方法など、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるように、相談対応、情報提供、助言などを適切に行う必要があります。

相談対応や情報提供等の支援は、被害後の経過に応じ、病院への付添い、家事・育児の手伝い、カウンセリング等その他の直接的な支援と連動して行われる必要があります。

#### 【具体的取組】

##### (1) 総合的対応窓口の機能向上と各種情報の道民等への周知

犯罪被害者等支援のための総合的な対応窓口について、その機能の向上に努め、犯罪被害者支援に関する各種情報について、他の行政機関、市町村、事業者、民間団体、道民への周知に努めるとともに、犯罪被害者等への支援を行う際の留意点や関係機関・団体等の支援内容や連絡先等をまとめた「北海道犯罪被害者支援ハンドブック」の活用を図るなど、市町村など関係機関・団体などとの情報の共有を図ります。

##### (2) 医療機関における性犯罪被害者への対応体制の整備《再掲：第2-1-(7)》

性犯罪被害に関し、医療関係者を対象とした啓発等を実施し、医療機関における性犯罪被害者への対応体制の整備を図ります。

(3) 性犯罪被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等

《再掲：第2-1-(12)ア》

「スクールカウンセラー活用事業」などの活用を通し、スクールカウンセラーを校務分掌に位置付け、教職員と一体となった教育相談体制の構築や、専門的な視点から相談に対応できる体制の整備を図るとともに、関係機関との連携を促進するなど、計画的、組織的、継続的な学校におけるカウンセリング体制の充実に努めます。

(4) 性犯罪被害者のための支援方策の検討《再掲：第2-1-(8)》

性犯罪被害者に対し、早い段階からきめ細かな支援を行うことができるよう、民間及び国における取組状況や課題等について把握・検証し、効果的な支援のあり方について検討を行います。

(5) 関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実

犯罪被害者等支援に係る機関・団体と引き続き連携強化を図るとともに、他の行政機関、団体等が所掌し実施する施策について積極的な紹介、説明等を行い、情報提供の充実に努めます。

(6) 警察本部・各方面本部・警察署単位に設置の被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進

被害者支援連絡協議会の会員相互の連携強化を図り、総合的な被害者支援が実施できるように努めます。

(7) 警察における相談体制の充実

各警察署において各種被害相談に対応しているほか、警察本部に警察相談センターを設置し総合的な警察相談に応じる相談電話「#9110」を開設するとともに、被害者の特性に応じた「性犯罪被害110番」、「少年相談110番」、「暴力相談電話」等を設置し住所地や匿名、実名にかかわらず被害相談に応じるとともに、相談者が要望する場合は、民間支援団体、被害者支援連絡協議会等被害者支援の関係機関・団体等を紹介するなど、被害者のニーズに応える支援活動の推進に努めます。

(8) 警察における「被害者支援要員制度」の活用

被害者支援要員制度の積極的活用を図るとともに、被害者支援要員に対し犯罪被害者等に対する支援に必要な知識等を向上させるための研修、教育等の充実に努めます。

(9) 交通事故相談活動の充実

相談内容の多様化・複雑化に対処するため、研修等を通じて交通事故相談所の相談員の資質向上に努めます。

(10) 警察における被害少年が相談しやすい環境の整備

少年サポートセンターや各警察署の少年係員等が、関係機関への引継ぎを含め、相談者の立場に立った対応に努めるとともに、フリーダイヤルによる「少年相談110番」を開設し、臨床心理士の資格を有する心理専門官が相談に応じるなど、引き続き被害少年が相談しやすい環境の整備に努めます。

(11) ストーカー事案への適切な対応

ストーカー事案の担当者に対し、ストーカー行為等の規制等に関する法律の運用のみならず、被害者からの相談を受ける際に必要な能力を修得させることを含む学校教養や研修会等を継続実施するとともに、関係機関との連携を強化し、ストーカー事案への適切な対応に努めます。

(12) 検察庁との連携及び情報提供の充実

検察庁との連携を図り、同庁が行う被害者支援員等の犯罪被害者等支援のための制度について、道民への情報提供に努めます。

(13) 道内の弁護士会との連携及び情報提供の充実

道内の各弁護士会（札幌、旭川、釧路、函館）との連携を図り、弁護士会が行う被害者支援活動について、道民への情報提供に努めます。

(14) 子ども・若者育成支援についての計画に関する周知等

各市町村に対し、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）に基づく子ども・若者育成支援についての計画を作成又は変更する場合には、児童虐待をはじめとする「犯罪被害に遭った子ども・若者とその家族等への対応」に関する記述も勘案するよう、必要に応じて周知します。

(15) 「子どもの人権110番」及び「子どもの人権専門委員」の活用

必要に応じて法務局に設置されている専用相談電話「子どもの人権110番」及び「子どもの人権専門委員」制度について周知し、活用に努めます。

(16) 教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実《再掲：第2-2-(10)》

北海道教育委員会関係各課及び北海道警察等により構成する「北海道いじめ・不登校等対策本部会議」及び「管内いじめ・不登校等対策本部会議」の充実により、関係機関相互の連携の一層の充実を図るとともに、サポートチームの組織化を図ります。さらに、各種の教育相談電話の活用促進に努めます。

(17) 学校内における連携及び相談体制の充実

「スクールカウンセラー活用事業」等の活用を促進し、各学校における教育相談体制の一層の充実を努めます。

(18) 学校における相談対応能力の向上等

《再掲：第2-1-(12)エ、第4-2-(5)、第5-1-(15)ア》

「生徒指導研究協議会」、「教育相談員セミナー」等生徒指導に関わる研修における教育相談の研修に、犯罪被害者等である児童生徒に対するカウンセリングを取り入れるなど、内容の改善・充実に努めます。

(19) 相談及び情報提供のための教育委員会による取組の促進

ア 現在、道立教育研究所に相談員を配置し、教育電話相談を行っており、引き続き適切な実施に努めます。

イ 「少年サポートセンター」等地域の関係機関の情報について、広報誌等を通じた提供に努めます。

(20) 警察署等に対する犯罪被害者等への情報提供等の支援に関する指導・督励及び好事例の勧奨

被害者等に対する情報提供等、警察署等において必要な支援が確実に実施されているかを検証し、好事例については、警察庁に報告するとともに、警察署等に紹介し各種被害者支援施策に反映させます。

(21) 「被害者の手引」の内容の充実等《イ再掲：第3-1-(2)ウ》

ア 刑事手続きの概要、犯罪被害者等が利用できる各種制度、関係機関・団体の連絡先等を記載した「被害者の手引」について、その内容の充実、見直しを図るとともに、犯罪被害者等への早期かつ確実な配布に努めます。

イ 外国人犯罪被害者等に配布している外国語版の「被害者の手引」について、今後とも適切に作成・配布するように努めます。

(22) 犯罪被害者等の保護・支援のための制度の周知《再掲：第1-1-(2)》

損害賠償請求制度の概要、犯罪被害者等の保護・支援のための制度について、パンフレット等への記載内容の充実を図るとともに、犯罪被害者等への周知に努めます。

(23) 刑事の手續等に関する情報提供の充実

《ア再掲：第3-1-(2)ア、イ再掲：第3-1-(2)エ》

ア 刑事に関する手續及び少年保護事件の手續並びに犯罪被害者等のための支援制度等に関する情報について、パンフレット等を活用し、犯罪被害者等への早期提供に努めます。

イ 法務省と連携を図り、総合的な対応窓口で犯罪被害者等支援のための外国語によるパンフレットを常備するほか、道のホームページから法務省等関係省庁へリンクを貼り、情報提供に努めます。

- (24) 医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び医療機関における情報提供等の充実  
精神保健福祉センター及び保健所が実施する精神保健福祉相談事業の中で、犯罪被害者等の支援に関する情報提供や適切な相談実施に努めます。
- (25) 性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大  
警察において、フリーダイヤル「性犯罪被害110番」の相談電話及び女性被害相談所を設置し、これらの相談窓口に関する広報や、「性犯罪被害110番」の利用広報カードの作成・配布、ホームページに「性犯罪被害の防止対策」に関する情報を掲載するなどして、引き続き性犯罪被害者が情報を入手する利便性の拡大に努めます。  
また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、犯罪被害者等早期援助団体による支援等について情報提供するとともに、その利用促進に努めます。
- (26) 日本司法支援センターとの連携と道民への周知  
《再掲：第1-1-(1)、第3-1-(1)、第4-2-(4)》  
日本司法支援センターとの連携を図り、民事法律扶助制度の活用による弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減や被害者支援団体、相談機関に関する情報の周知に努めます。
- (27) 自助グループの紹介等  
犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携を図りつつ、犯罪被害者等の要望を踏まえ犯罪被害者等に対する紹介等を行います。
- (28) 犯罪被害者等施策のホームページの充実  
道における「犯罪被害者等支援のためのホームページ」について、随時情報を更新するなど、道民に対する情報提供の充実に努めます。
- (29) インターネット以外の媒体を用いた情報提供  
関係機関・団体等が作成する広報資料のほか、関係機関・団体等の広報媒体を活用し、インターネット等で情報を得ることができる人とそうでない人との間に不公平が生じないように配慮するとともに、インターネットを利用できない人に対しての積極的な情報提供に努めます。
- (30) 犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合における継続的支援の促進  
「不登校児童生徒支援協議会」において、犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合への対応を協議するとともに、関係機関等と連携を図り、学校復帰等に向けた支援に努めます。
- (31) 犯罪被害者等である児童生徒が問題を抱えるに至った場合における継続的支援の促進  
関係機関との連携を強化し、サポートチームを形成するなどして対応していくよう周知に努めます。

## 2 調査研究の推進等（基本法第21条関係）

### 【現状と課題】

犯罪被害者等の支援に携わる人たちが、熱意はあっても必要な知識・技能が不足し、適切な支援ができない場合があるとの指摘があります。

犯罪被害者等に対する適切な支援のためには、犯罪被害者等の心理、置かれている状況を正確に理解することはもとより、犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する専門的知識・技能が求められるため、支援に携わる者が共有し、修得すべき知識・技能に関する調査研究や研修、情報収集を行うとともに、国における犯罪被害者等のための施策の成果を活用して人材の養成等を行っていく必要があります。

### 【具体的取組】

#### (1) 警察における被害者支援に携わる職員等への研修の充実

警察学校における採用時、上位階級への昇任時及び各種専門課程に入校した職員に対して行われる犯罪被害者等支援に関する基礎的な教養、被害者支援担当係等に配置された職員に対しては、実践的スキルを修得させるため、部内臨床心理士や部外講師によるロールプレイ方式などの演習等を含む専門的な教養、性犯罪被害者や被害少年と接する機会の多い警察官等に対しては、民間団体が実施するカウンセリング研修講座の受講や研修会等に参加させるなどの教養を継続実施し、各職員に応じた研修の充実に努めます。

#### (2) 犯罪等による被害を受けた児童の継続的な支援を行う警察職員の技能修得

犯罪等による被害を受けた児童の継続的な支援を行う少年警察補導職員、各警察署の少年係員について、講習・研修等により、カウンセリングの技法等必要な専門技術等の修得に努めます。

#### (3) 職員等に対する研修の充実等《再掲：第2-3-(1)イ》

犯罪被害者等支援に携わる職員が、犯罪被害者等が置かれた状況を深く理解するとともに、適切な対応を確実に行うことができるよう、効果的な職員研修の実施に努めます。

#### (4) 日本司法支援センター及び民間支援団体との連携

《再掲：第1-1-(1)、第3-1-(1)、第4-1-(26)》

日本司法支援センター及び民間支援団体との連携に努めます。

#### (5) 学校における相談対応能力の向上等

《再掲：第2-1-(12)エ、第4-1-(18)、第5-1-(15)ア》

「生徒指導研究協議会」、「教育相談員セミナー」等生徒指導に関わる研修における教育相談の研修に、犯罪被害者等である児童生徒に対するカウンセリングを取り入れるなど、内容の改善・充実に努めます。

(6) 虐待を受けた子どもの保護等に携わる者の研修の充実

ア 児童虐待の未然防止、早期発見の観点から地域における児童虐待の防止体制の構築、推進を図り、児童相談所職員専門研修を実施し、職員の資質向上を行うとともに、子ども未来づくり市町村支援総合相談・研修事業を実施し、市町村における児童相談体制の整備や児童相談の技術的支援など総合的な支援事業を実施します。

イ 児童福祉施設等職員へは、施設職員の研修会等の場を通じて子どもの権利擁護に関する知識等の普及啓発に努めます。

(7) 民間の団体の研修に対する協力

犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が実施する各種研修に対し、積極的な協力を努めます。

### 3 民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）

#### 【現状と課題】

犯罪被害者等への支援に関する民間団体の活動は、犯罪被害者等がいつでもどこでも支援が受けられる体制の整備に不可欠です。

自らも犯罪被害者等である人や様々な経験・能力を持った人が参加することにより、犯罪被害者等が有する多様な事情に応じたきめ細かな対応が可能になります。

犯罪被害者等の支援を行う民間の団体は、このように大きな役割を担っていますが、その大半が善意の寄付やボランティアに支えられており、その運営に様々な困難を抱えていることから、その活動に対して支援する必要があります。

#### 【具体的取組】

(1) 民間の団体への支援の充実

犯罪被害者等の援助を行う民間の団体への支援の充実に努めるとともに、それらの団体の活動に関する広報、犯罪被害者等の援助に関する研修への講師の派遣や会場の確保等の協力支援に努めます。

(2) 民間の団体等に関する広報等《再掲：第5-1-(12)ア》

関係機関・団体等とも連携し、様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う団体の意義・活動等について広報に努めます。

(3) 特定非営利活動促進法（NPO法）の適切な運用

特定非営利活動促進法に基づく犯罪被害者等の援助を行う団体等を含む民間非営利団体からの法人格の取得申請に対して、同法の適切な運用に努めており、引き続き適切な対応に努めます。

(4) 民間の団体との連携・協力の強化

被害者支援連絡協議会などの民間支援団体との連携を一層強化するとともに、犯罪被害者等早期援助団体制度の適切な運用に努めます。

(5) 犯罪被害者等早期援助団体に対する指導

北海道公安委員会において、必要に応じ犯罪被害者等早期援助団体に対する指導を適切に行います。

## 第5 道民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

### 1 道民の理解の増進（基本法第20条関係）

#### 【現状と課題】

内閣府が平成20年に実施した「犯罪被害者等に関する国民意識調査」によると、被害者支援に関心を持たない者の割合は1割程度でしたが、「被害者支援に関心がある」と回答した者も半数に満たない状況でした（46.1%）。また、犯罪被害者等の置かれている状況や求めている支援について、国民一般のイメージとは必ずしも合致しておらず、犯罪等に関する用語の理解も進んでいるとは言えない状況であり、このようなギャップが、犯罪被害者等への二次的被害の要因になることが懸念されます。

このようなことから、犯罪被害者等の置かれている状況や、犯罪被害者等が被害から立ち直り、平穏な生活を送ることができるための配慮の重要性等について、道民の理解を深めていくために、普及啓発活動や、いのちの大切さ等についての教育活動等を進めていく必要があります。

#### 【具体的取組】

(1) 学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進

自他の生命のかけがえのなさ、誕生の喜び、死の重さ、生きることの尊さなどを積極的に取り上げる教育を推進する、道徳教育にかかわる実践研究事業を実施し、その成果を広く道民にも理解していただくため、道教委Webページに掲載するなど、道徳教育の充実を図ります。

(2) 学校における体験活動を通じた命の大切さの学習の充実についての調査研究の実施及びその成果の普及

児童生徒の社会性や豊かな人間性を育む「豊かな体験活動推進事業」を実施し、その成果を広く道民にも理解していただくため、道教委Webページに掲載するなどして、学校における命の大切さにかかわる体験活動の充実を図ります。

(3) 学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進

ア 引き続き、初任者研修や10年経験者研修、高等学校教育課程研究協議会などの研修、「高等学校教育課程編成・実施の手引」、指導主事による学校教育指導等において、人権教育を推進します。

イ 教育課程の編成・実施に伴う諸課題について協議を行う教育課程研究協議会や指導主事による学校教育指導等により、人権教育（道徳教育）にかかわる指導資料の活用を促します。

ウ 人権教育に関する指導の工夫・改善について協議を深め、その成果を教育課程に関する研修や学校教育指導に生かします。

(4) 学校における犯罪抑止教育の充実

ア 犯罪抑止教育の指導内容について検討するとともに、非行防止教室の普及・啓発に努めます。

イ 「子どもの人間関係づくり推進事業」を推進し、児童生徒のコミュニケーション能力の育成を図ります。

(5) 子どもへの暴力防止のための参加型学習への取組

児童生徒に対し、被害者となることを防止するための教育について、指導内容等を検討し、生徒指導資料等を作成するなどして各教育委員会における取組を促します。

(6) 家庭における命の教育への支援の推進

家庭教育手帳を含む家庭教育に関するデータをホームページに掲載し、普及啓発を図るとともに、市町村教育委員会に対し、積極的な活用を促します。

(7) 中学生・高校生を対象とした講演会の実施

中学生や高校生を対象とした犯罪被害者等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」の開催による被害者への配慮・協力への意識の醸成等に努めるほか、あらゆる機会を活用して犯罪被害者等による講演会や遺族等の手記の朗読等を実施し、「地域全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた気運の醸成に努めます。

(8) 生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発

ア 引き続き、初任者研修や10年経験者研修、高等学校教育課程研究協議会などの研修、「高等学校教育課程編成・実施の手引」、指導主事による学校教育指導等において、法教育の普及・啓発を図ります。

イ 各教科等指導主事研究協議会の部会において、法教育にかかわる資料を配布し、研修事業や学校教育指導に生かします。

(9) 「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な啓発事業の実施

犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）において、国の取組と連携し、重点的な普及啓発に努めます。

(10) 犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報・啓発事業の実施

ア 交通安全運動の期間を中心に、事故の悲惨さや生命の尊さなど交通事故被害者等の視点に配意した啓発事業の展開や、交通事故相談所等における被害者救済対策の周知に努めます。

イ 人権週間に連動し、犯罪被害者等の人権保護等に関する啓発活動に努めます。

ウ 国においては、毎年11月を「児童虐待防止月間」と位置づけており、児童虐待防止のための広報啓発活動に取り組んでいることから道においても道民への周知を図るなどの取組に努めます。

エ 国が毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」に連動し、性犯罪を含む女性に対する暴力を根絶するための広報・啓発活動に努めます。

(11) 犯罪被害者等の置かれた状況等について道民理解の増進を図るための啓発事業の実施

犯罪被害者等の置かれた状況について道民の理解の増進を図り、道民の協力の下に犯罪被害者等支援のための施策が行われるよう、啓発事業を実施するなどして、普及啓発に努めます。

(12) 様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施

《ア再掲：第4-3-(2)》

ア 関係機関・団体等とも連携し、様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う団体の意義・活動等について広報に努めます。

イ 民間支援団体等と連携し、マスコミへの広報、街頭キャンペーン等各種広報・啓発活動等を実施することにより、犯罪被害者等の置かれている実態や警察、関係機関、民間支援団体等が取り組んでいる犯罪被害者等支援についての広報啓発活動の一層の推進に努めます。

ウ 警察においてホームページに掲載している犯罪被害者等支援施策について、必要な更新・充実を図ることにより、道民への一層の周知に努めます。

(13) 交通事故被害者等の声を反映した道民の理解増進

ア 警察において、関係機関・団体と連携し、各種交通安全大会や講習会等において、ドライブレコーダー等による事故の記録映像や交通事故の被害者、遺族等の手記をまとめたリーフレットを活用するなどして、引き続き被害者等の現状や交通事故の惨状等に関する道民の理解増進に努めます。

イ 運転者に対する各種講習等の場において、交通事故の被害者や遺族による講話を行い、交通事故の被害者等の切実な声を直に訴えるなどして、心に響く安全講話を引き続き実施します。

(14) 道民の理解の増進を図るための情報提供の実施

犯罪被害者等の置かれた状況について道民の理解の増進を図り、道民の協力の下に犯罪被害者等支援のための施策が行われるよう、啓発事業を実施するなどして、情報提供に努めます。

(15) 学校における犯罪被害者等である児童生徒への的確な対応のための施策の促進

《ア再掲：第2-1-(12)エ、第4-1-(18)、第4-2-(5)》

ア 「生徒指導研究協議会」、「教育相談員セミナー」等生徒指導に関わる研修における教育相談の研修に、犯罪被害者等である児童生徒に対するカウンセリングを取り入れるなど、内容の改善・充実に努めます。

イ 養護教諭を対象とした研修会において虐待を受けていると思われる児童生徒の対応についての演習を行うなど、養護教諭のカウンセリング能力や危機管理能力の向上を図るための研修の充実に努めます。

(16) 犯罪被害者等に関する個人情報の保護《再掲：第2-2-(2)》

警察による被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう引き続き配慮します。

(17) 犯罪被害者等に関する個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施

警察において、被害者が特定されないよう工夫した上で、路上強盗、ひったくり、自動車盗、車上狙い等の街頭犯罪及び侵入犯罪の発生状況について、利用者自身が必要に応じて分析できるよう工夫を凝らした街頭マップをウェブサイト上に掲載しているほか、子どもに対する声かけ事案発生情報及び不審者出没情報の地域住民に対するメール発信、交番・駐在所速報のタイムリーな発行、ミニ広報紙の作成・配布など個人情報の保護に配慮するとともに、住民自らが積極的に防犯対策を講ずる契機となりうるような情報の提供に引き続き努めます。

(18) 交通事故の実態及びその悲惨さについての理解の増進に資するデータの公表

警察において、交通事故類型や年齢層別等交通事故に関する様々なデータをホームページに掲載するなどして公表するとともに、重大事故の発生に際しては、警察本部（各方面本部を含む。）、警察署において交通安全情報（交通事故速報）を作成し、関係機関・団体等に対し、メールなどによる情報提供を行い、道民に対し、交通事故の実態やその悲惨さについての理解の増進に引き続き努めます。

(19) 交通事故被害者救済に関する周知

交通安全緑書において、交通被害者救済対策について周知に努めます。